

# 日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付要綱

令和8年4月27日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、障害者支援施設等に入所し、又は精神科病院に入院している者であつて、日野市（以下「市」という。）が給付の実施主体となる障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の地域移行に向けた調整を行う特定相談支援事業者及び一般相談支援事業者に対し、関係機関等と連携した支援の取組を実施するための経費の一部を補助することにより、障害者等の地域生活への移行を促進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定相談連携機能強化支援事業 障害者の地域移行を促進するため、特定相談支援事業者が地域移行に向けた調整等行うための経費を支援する取組をいう。
- (2) 一般相談連携機能強化支援事業 障害者の地域移行を促進するため、一般相談支援事業者が地域移行に向けた調整等を行うための経費を支援する取組をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、別表第1に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく障害福祉サービス等を提供する事業者とする。

## (補助対象事業)

第4条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、特定相談連携機能強化支援事業又は一般相談連携機能強化支援事業に該当するものとする。

## (補助対象経費)

第5条 この補助金の対象となる経費は、別表第2及び別表第3に掲げる経費とする。

## (補助金の額)

第6条 この補助金は、次により算出された額を日野市の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 第4条に定める事業の実施にあたり、別表第2及び別表第3に定める補助基準額により算定した額と、前条の規定による補助対象経費から寄付金その他の収入額を控

除した額とを各々比較して各々いずれか少ない額を選定する。

(2) 前号により選定された額に別表第2及び別表第3に定める補助率を各々に乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、あらかじめ指定する日までに市長に提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、速やかに可否を決定し、日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（第2号様式。以下「補助金交付・不交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため市長が必要と認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加え、交付の決定をすることができる。

(変更交付申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容に変更が生じたときは、市長が指定する日までに、日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金変更交付申請書（第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請を受けたときは、速やかに可否を決定し、日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金変更（交付・不交付）決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(申請の撤回)

第10条 補助事業者は、当該交付の決定内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は市の会計年度が終了したときは、速やかに日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金実績報告書（第5号様式）に関係書類を添付し、別に指定する日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による事業実績の報告があったときは、当該報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求、支払）

第13条 補助事業者は、前条の規定により交付すべき補助金の額を決定したのち補助金の交付を請求しようとするときは、日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（是正のための措置）

第14条 市長は、第12条の規定による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱又は関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときには、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合においても適用する。

(違約加算金)

第17条 前条の規定により、市長が補助金の交付決定の全部又は一部が取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、その命令に係る補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返納した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第18条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(事情変更による届出)

第19条 事業者は、補助金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第20条 補助事業者が、第16条の規定により補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(関係書類の保管)

第21条 補助事業者は、この補助金の予算と決算の関係を明らかにした書類、その他関係書類を当該会計年度終了後5年間保管しておかななければならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

第22条 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、国及び他の事業からの補助金の交付を受けてはならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、令和8年4月27日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

1 事業区分	2 障害福祉サービス
(1) 特定相談連携機能強化支援事業	計画相談支援
(2) 一般相談連携機能強化支援事業	地域移行支援

※法第77条第3項に基づく地域生活支援事業により実施される障害者相談支援事業として、市が特定相談支援事業者等へ委託により実施する事業は、補助対象外とする。

別表第2（第5条、第6条関係）

特定相談連携機能強化支援事業

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率
<p>(1) 障害者支援施設に入所や精神科病院に入院している障害者等について、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者を対象に、以下の取組を実施する上で必要な経費とする。ただし、上記費用のうち、その他の補助金等の対象経費となるものは除く。</p> <p>ア. 障害者支援施設等に入所中の障害者等に対して、地域移行に向けた調整を具体的に実施した場合</p> <p>イ. 精神科病院等に入院中の障害者の退院及び地域移行に向けた調整を具体的に実施した場合</p> <p>(2) (1) の取組を実施する際には、以下の点に配慮しなければならない。</p> <p>ア. 障害者の心身の状況や置かれている状況及びサービス利用に関する本人意向の把握</p> <p>イ. サービスの利用に関する施設や親族との調整</p> <p>ウ. 施設の退所や精神科病院の退院に伴うサービス利用に関する調整</p>	<p>利用者1人当たり12,000円 /月(ただし、初回報酬算定 月以降を除く) ※事業所の所在地に関わら ず、日野市が給付の実施主 体となる者を対象とする。</p>	<p>10分の10</p>

別表第3（第5条、第6条関係）

一般相談連携機能強化支援事業

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率
<p>(1) 障害者支援施設に入所や精神科病院に入院している障害者等について、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者を対象に、以下の取組を実施する上で必要な経費とする。ただし、上記費用のうち、その他の補助金等の対象経費となるものは除く。</p> <p>ア. 障害者支援施設等に入所中の障害者等に対して、地域移行に向けた調整を具体的に実施した場合</p> <p>イ. 精神科病院等に入院中の障害者の退院及び地域移行に向けた調整を具体的に実施した場合</p> <p>(2) 前項の取組を実施する際には、以下の点に配慮しなければならない。</p> <p>ア. 障害者の心身の状況や置かれている状況及びサービス利用に関する本人意向の把握</p> <p>イ. サービスの利用に関する施設や親族との調整</p> <p>ウ. 施設の退所や精神科病院の退院に伴うサービス利用に関する調整</p>	<p>利用者1人当たり12,000円 /月(ただし、初回報酬算定 月以降を除く) ※事業所の所在地に関わら ず、日野市が給付の実施主 体となる者を対象とする。</p>	<p>10分の10</p>

（あて先） 日野市長

申請者 所在地：  
法人名：  
代表者名：  
事業所名：

日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付申請書

日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金として、下記の通り関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

（内訳）

① 実施予定人数	人
② 実施予定月数(延べ月数)	か月
③ 補助基準額	利用者1人当たり12,000円/月
④ ②のうち補助対象経費が、③補助基準額を下回った月数(予定)	か月
⑤ ④の対象経費(補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除後)(予定)	円
補助金額の算定方法	$(②-④) \times ③ + ⑤$ (1,000円未満切り捨て)

2 添付資料

- (1)所要額調書(申請) (別紙1)
- (2)実施計画書(申請) (別紙2)

担当者名 \_\_\_\_\_：  
連絡先(電話) \_\_\_\_\_：  
メールアドレス \_\_\_\_\_：

別紙1

所要額調書（申請）

法人名 　　：

---

事業所名 　：

---

補助金所要額（申請）

事業区分	予定人数(人)	実施見込み月数 (延べ月数)	申請額（円）
(1) 特定相談連携機能強化事業			
(2) 一般相談連携機能強化支援事業			
合計			

別紙2

実施計画書（申請）

法人名       ：  
\_\_\_\_\_

事業所名     ：  
\_\_\_\_\_

(1) 主な実施内容（申請）

(2) 予定人数                    \_\_\_\_\_ 人

(3) 予定月数                    \_\_\_\_\_ か月

(4) 延べ月数（（2）×（3）） \_\_\_\_\_ か月

様

日野市長

日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付決定

1 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

(内訳)

① 実施予定人数	人
② 実施予定月数(延べ月数)	か月
③ 補助基準額	利用者1人当たり12,000円/
④ ②のうち補助対象経費が、③補助基準額を下回った月数(予定)	か月
⑤ ④の対象経費(補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除後)(予定)	円
補助金額の算定方法	$(②-④) \times ③ + ⑤$ (1,000円未満切り捨て)

補助金不交付決定

【理由】

（あて先） 日野市長

申請者 所在地：  
 法人名：  
 代表者名：  
 事業所名：

日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定があった日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金について、下記の通り変更交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 変更申請額 金 \_\_\_\_\_ 円  
 既交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

（変更の内訳）

① 実施予定人数	人
② 実施予定月数(延べ月数)	か月
③ 補助基準額	利用者1人当たり 12,000円/月
④ ②のうち補助対象経費が、③補助基準額を下回った月数(予定)	か月
⑤ ④の対象経費(補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除後)(予定)	円
補助金額の算定方法	(②-④)×③+⑤ (1,000円未満切り捨て)

2 添付資料

- (1)所要額調書（変更）（別紙1）
- (2)実施計画書（変更）（別紙2）

担当者名 \_\_\_\_\_：  
 連絡先（電話） \_\_\_\_\_：  
 メールアドレス \_\_\_\_\_：

別紙1

所要額調書(変更)

法人名 : \_\_\_\_\_

事業所名 : \_\_\_\_\_

補助金所要額(変更)

事業区分	予定人数(人)	実施見込み月数 (延べ月数)	申請額(円)
(1) 特定相談連携機能強化事業			
(2) 一般相談連携機能強化支援事業			
合計			

別紙2

実施計画書（変更）

法人名       ：  
\_\_\_\_\_

事業所名     ：  
\_\_\_\_\_

(1) 主な実施内容（変更）

(2) 予定人数                    \_\_\_\_\_ 人

(3) 予定月数                    \_\_\_\_\_ か月

(4) 延べ月数（（2）×（3）） \_\_\_\_\_ か月

様

日野市長

日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金変更（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金について、下記のとおり変更することを承認したので通知します。

記

補助金変更交付決定

1 交付金額 金 \_\_\_\_\_ 円

(内訳)

	変更前	変更後
① 予定人数	人	人
② 実施見込み月数(延べ月数)	か月	か月
③ 補助基準額	利用者1人当たり 12,000 円/月	
補助金額の算定方法	②×③ (1,000 円未満切り捨て)	

補助金変更不交付決定

【理由】

（あて先） 日野市長

申請者 所在地 :  
法人名 :  
代表者名 :  
事業所名 :

日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金実績報告書

日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付要綱第11条に基づき下記のとおり実績を報告します。

記

1 実績額 金 \_\_\_\_\_ 円

（内訳）

① 実施人数	人
② 実施月数(延べ月数)	か月
③ 補助基準額	利用者1人当たり12,000円/月
④ ②のうち補助対象経費が、③補助基準額を下回った月数	か月
⑤ ④の対象経費(補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除後)	円
補助金額の算定方法	$(②-④) \times ③ + ⑤$ (1,000円未満切り捨て)

2 添付資料

- (1) 実績報告書(所要額調書) (別紙1)
- (2) 実績報告書(対象者別) (別紙2)
- (3) 実績報告書(実施内容) (別紙3)

担当者名 : \_\_\_\_\_  
連絡先(電話) : \_\_\_\_\_  
メールアドレス : \_\_\_\_\_

別紙1

実績報告書（所要額調査）

法人名： \_\_\_\_\_

事業所名： \_\_\_\_\_

補助金所要額（実績）

事業区分	予定人数(人)	実施見込み月数 (延べ月数)	申請額(円)
(1) 特定相談連携機能強化支援事業			
(2) 一般相談連携機能強化支援事業			
合計			

別紙2

実績報告書（対象者別）

事業所名： \_\_\_\_\_

1 実績報告対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 事業実績報告書（対象者別）

※支援を実施しなかった月及び報酬を算定した月以降を除く

	対象者氏名	入所施設 (種別)	支援結果(1つを選択)			※延べ支援 月数	備考
			移行した	移行しな かった	移行支援 継続中		
No1						か月	
No2						か月	
No3						か月	
No4						か月	
No5						か月	
No6						か月	
No7						か月	
No8						か月	
No9						か月	
No10						か月	

※支援を実施しなかった月及び報酬を算定した月以降を除く

	対象者氏名	入所施設 (種別)	支援結果(1つを選択)			※延べ支援 月数	備考
			移行した	移行しな かった	移行支援 継続中		
No11						か月	
No12						か月	
No13						か月	
No14						か月	
No15						か月	
No16						か月	
No17						か月	
No18						か月	
No19						か月	
No20						か月	
No21						か月	
No22						か月	
No23						か月	
No24						か月	
No25						か月	
No26						か月	
No27						か月	
No28						か月	
No29						か月	
No30						か月	



第6号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

日野市長

日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金について、年 月 日付で提出のあった実績報告に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

（あて先） 日野市長

請求者 所在地 :  
 法人名 :  
 代表者名 :  
 事業所名 :  
 電話番号 :

日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額が確定した日野市特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

(フリガナ)																	
口座名義人																	
預金種目	普通 ・ 当座																
金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合										本店 支店 出張所						
預金種別	支店コード							口座番号									